

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

尾道市子どもの居場所創出プロジェクト

2 地域再生計画の作成主体の名称

広島県尾道市

3 地域再生計画の区域

広島県尾道市の全域

4 地域再生計画の目標

本市の人口は昭和 50 年の 18 万 6 千人をピークに減少傾向に転じ、平成 27 年に 13 万 9 千人（国勢調査）となった。平成 27 年に策定した「尾道市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」では、人口の将来展望として、「令和 22 年に人口規模 11 万人を維持するとともに、地域社会全体の更なる活性化を目指す」とする長期的展望を定めているものの、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和 22 年には 10 万 2 千人になる見込みである。人口減少は出生数の減少を要因とする自然減や若年女性の転出超過を要因とする社会減によるものと考えられる。

こうした状況の中、本市は平成 28 年 12 月に子どもの生活実態調査を行ったが、その結果から、貧困に起因する様々な問題が浮き彫りとなった。具体的には「朝食を毎日摂らない」「学校以外では全く勉強しない」「相談できる相手がいない」等が貧困線以下に該当する世帯で高くなっていることが判明し、子どもと保護者の生活習慣の確立や子どもの学習習慣の定着に向けた取組が緊急課題であることが分かった。

このように人口減少が続く中で、貧困に起因する諸問題を放置すれば、貧困家庭の子どもが大人になって再び貧困に陥るという「貧困の連鎖」を産み、将来の地域経済の衰退を招き、市民が豊かに生活し続けられる活力ある地域社会の実現が望めないことが懸念される。

これらの課題に対応するため、本市では、生まれ育った環境に左右されることな

くすべての子どもが夢と希望を持って成長できるよう、学習機会が整わない家庭の子どもに対しての学習支援事業や、地域の中で子育て世代が孤立することなく安心して生活できることにつながる子ども食堂などの事業を支援するとともに、子どもの居場所づくりに取り組む団体のネットワークづくりを通して、安心して子どもを産み育てられる環境を整備し、ひいては人口減少の緩和を目指す。

【数値目標】

5-2の ①に掲げ る事業	K P I	現状値 (計画開始時点)	目標値 (2024年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
ア	学習支援事業出席率	53%	70%	基本目標3
イ	子ども食堂を手伝う個人ボランティア登録人数	0人	30人	基本目標3
ウ	子ども食堂数	6か所	10か所	基本目標3
エ	拠点に通う子どもの人数	26人	40人	基本目標3

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

- まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（内閣府）：【A2007】

① 事業の名称

子どもの居場所づくり事業

ア 子どもの学習支援事業

イ 子どもの居場所づくりネットワーク事業

ウ 子どもの居場所づくり事業補助

エ 子どもの居場所拠点運営事業

② 事業の内容

ア 子どもの学習支援事業

ひとり親家庭や生活困窮家庭などの支援が必要な子どもを対象に、学習習慣の定着や学習意欲の向上等を目的に行う事業。

イ 子どもの居場所づくりネットワーク事業

子ども食堂開設や継続実施のための相談窓口の設置、フードドライブの実施、広報活動を通じて子どもの貧困対策を総合的に推進する事業。

ウ 子どもの居場所づくり事業補助

地域の子どもたちを対象に「食」の提供を通して、安心して過ごせる子どもの居場所づくりに取り組む団体に対し、その開設及び運営にかかる費用の一部を助成する事業。

エ 子どもの居場所拠点運営事業

家でも学校でもない第三の居場所において、子どもの生活習慣、学習習慣の定着とさまざまな体験を通して、子どもの将来の自立につながる力を身に着けることを目的に行う事業。

なお、本事業は、第2期尾道市まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標3「安心して子どもを産み育てられる環境を整備する」の基本的方向3「子育て世代が安心して生活できる」に掲げる施策1「妊娠期から出産・子育て期にわたる包括的支援体制の充実」に位置付けられる事業であり、当該基本目標3のKPIである「合計特殊出生率1.72（2024年）」の達成にまさに寄与するものである。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4の【数値目標】に同じ。

④ 寄附の金額の目安

80,000千円（2020年度～2024年度累計）

⑤ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）

各年度末に4の【数値目標】の実績数値を把握し、行政、社会福祉協議会、及び居場所づくり事業実施団体で構成する連携会議において、その差異原因分析を基に対策を協議・実行し、年度ごとに対策の評価を行う。評価後は、速やかに評価結果を本市HPにて公表する。

⑥ 事業実施期間

2020年4月1日から2025年3月31日まで

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

該当なし

6 計画期間

2020年4月1日から2025年3月31日まで